

墨田区指定地域密着型サービス事業所

指定に当たっての条件

平成18年4月1日以降の新規入所者は、次のいずれかの要件を満たすものであること。

- 1 区内に住所を有する期間が、入所予定日以前から引き続き3ヶ月以上あること。
- 2 親族（三親等以内）が援助（経済的・精神的等）を行うとの理由から、区外からの対象者を入所させる場合は、その親族が区内に住所を有する期間が、契約予定日以前から引き続き3ヶ月以上あること。

付 帯 事 項

- 1 利用者が防災弱者ということもあり、町会等とは密接に連絡をとり、避難路の確認や従事者等の訓練を行い、安全確保に努めること。
- 2 利用者からクレームがあった場合には、迅速かつ適切な対応に努めること。
また、モニタリング等を行い、利用者の状況に応じたサービスに努めること。
- 3 区や他の行政機関とも連携をとり、介護給付等対象サービスの質の向上及び利用者保護に努めること。